

公募型プロポーザル方式による提案を募集するので公告する。

令和3年7月27日

若狭町長 渡辺 英朗



記

1 業務概要

- (1) 業務名 令和3年度 若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業
お花見広場野外活動交流拠点設計業務委託
- (2) 業務箇所 若狭町 河内 地係 (河内川ダムお花見広場)
- (3) 業務内容 お花見広場野外活動交流拠点設計業務提案仕様書のとおり
① 野営場設計 (ランドスケープ・デザイン)
② 建築設計
③ 浄水場設計
- (4) 履行期間 本業務の契約を締結した日から令和4年3月18日 (金) まで

2 選定方法

- (1) 本業務の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀者を選出のうえ協議して受注者を決定する。なお、最優秀者との協議が整わない場合は、最優秀者の次に優秀な者と協議して受注者を決定し、以後同様に繰り下げる。
- (2) 参加表明書を提出した企業体 (以下「参加者」という。) から提出された提案書等及び参加者によるプレゼンテーション、ヒアリング等に基づき選定する。ただし、参加者が5企業体を超える場合は、選定委員長及び事務局において提案書等のみの選定 (一次審査) を実施し、上位5企業体により審査する場合がある。

3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件のすべてを満たす単体企業又は2以上の単体企業で構成された設計共同体 (すべての構成員) とする。ただし、(5)から(7)までの要件は設計共同体のいずれかの構成員が満たすことで構わない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていない及び民事再生法 (平成11年法律第255号) の規定に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (3) 若狭町建設工事指名停止等措置要領（平成17年3月31日制定）の規定による指名停止等の期間中でないこと。
- (4) 令和3・4年度の若狭町測量等競争入札参加資格者名簿に登録されている又は本業務の契約の締結予定日までに申請されていること。
- (5) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち建設部門に該当する資格を有する者又は登録ランドスケープアーキテクト（RLA）若しくはシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の造園部門の資格を有する者を管理技術者として配置できること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録又は二級建築士事務所登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者又は同法第3項に規定する二級建築士の資格を有する者を担当技術者として配置できること。
- (7) 過去10年以内（2011年以降）に、公的機関等が発注したランドスケープ・デザインに類する設計業務の元請実績（契約金額5,000千円以上）を有すること。

4 参加手続き等

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期日
 - ① 配布方法 若狭町ホームページからダウンロード
URL : <https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp>
 - ② 配布期間 令和3年7月30日（金）～令和3年8月18日（水）
 - ③ 提案書等 令和3年9月2日（木）17：00必着

5 プロポーザル担当部署（事務局）

〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地
若狭町役場 観光未来創造課
TEL 0770-45-9111
FAX 0770-45-1115
Email kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp